

「序論」III. 本書の構造 pp. 35-44

1. まえおき

R. Brandom, *Making It Explicit*, 1994

いくつかの lectures が元になっている

注 17 (p. 207) AR と MIE の対応

第 3 段落

AR	元になった論文	MIE	内容
第 1 章	“Inference, Expression, and Induction: Sellarsian Themes,” <i>Philosophical Studies</i> 54(1988): 257-285	第 2 章	二つの基本的な考え
第 2 章	in <i>Philosophical Perspectives</i> 12 (1998): 127-139, <i>Language Mind, and Ontology</i> , ed. James Tomberlin	第 4 章後半部	規範性と実践的 reasoning
第 3 章	in <i>Monist</i> 81, no. 3 (July 1998): 371-392, <i>Reunifying Epistemology</i>	第 4 章前半部	知覚のような認知的過程の信頼性に対する訴えが究極的には推論的性質を持つこと
第 4 章		第 6 章	置換(substitution)の概念がいかにして、推論的意味論的アプローチを、単称名や述語といった(直接には推論的役割を果たし得ない)文部分的 subsentential な表現に拡張することを許すのか
第 5 章	“Reasoning and Representing”, in Michaelis Michael and John O’Leary-Hawthorne, eds., <i>Philosophy in Mind: The Place of Philosophy in the Study of Mind</i> (Dordrecht: Kluwer Academic Publishers, 1994), pp. 159-178	第 8 章	思考と語り talk で意図が何に向けられているか intentional directedness あるいは表象が何についてのものであるか representational aboutness を明確にする語法に特徴的な推論的表出的役割
第 6 章			概念内容の客観性を可能にするような種類の社会的観点の social-perspectival、対話的推論的分節化

2. 第一章 「意味論的推論主義と論理的表出主義 Semantic Inferentialism and Logical Expressivism」

二つの基本的な考え

- ① 「特に（種的に）概念的な内容を持つということは、*reasoning* においてある種の役割を果たすということである。」
 - ・もっとも基本的な概念内容：命題的内容 *propositional content* = 記述的文によって表現される内容 → *making something explicit*
 - ・主張：「この種の内容を持つということ、あるいは表現するということは推論において前提と結論のいずれもの役割を果たすことができるということである」
- ② 「論理的な語彙そのものに特徴的な表出的役割は推論関係を明確にするということである」
 - ・条件文：論理的語法のパラダイム
 - ・形式的に *formally* = 論理的に妥当であるという意味でよい *good* 推論
 - ・内容的に *materially* = 前提や結論において用いられる非論理的概念の内容を分節化するという意味でよい *good* 推論

3. 2章以下ではこの考えが様々な哲学的問題に光を当てるために用いられる
前ページ表参照

4. 第二章「行為、規範、そして実践的 Reasoning」

・実践的 Reasoning への応用：noninferential discursive exit transitions in the form of intentional actions

意図の内容への推論主義的アプローチと信念の内容への推論主義的アプローチを結合

- ① 特に（種別的に）規範的な語彙を区別する表出的役割を推論主義的用語で説明する。「べき」は何を意味するのか
- ② 実践的 reasoning の非ヒューム的な考え方の導入
- ③ 実践的 reasoning の合理的な能力として意志を説明する、意志についての広い意味でカント的な説明を提供

経験主義：行為と行為を支配する規範の基礎に選好 *preference* と欲求 *desire* をおく → 動機

付け：行為の理由の完全な表現 = 行為者が何を求めるのかの特定 → 道具主義的

ブランドム：選好と欲求は実践的な推論のあるパターンへのコミットメントによって説明される = 「何が何の理由であるのか」 → 選好と欲求は特権的な理由ではなく、多くのコミットメントのうちの一つになる

5. 第3章「信頼性主義 Reliabilism の洞察と盲点」

observation への応用：perceptual noninferential discursive entrance transitions

epistemological reliabilism: 三つの洞察と二つの盲点

- ① Founding Insight: 「信頼できる形で形式化された reliably formed 真の信念は認識者候補者 candidate knower がそれを正当化することができなくても知識としての資格を与えられる。
 - ② Goldman's Insight: 「信頼の帰属は指示のクラスと相関付けられ relativised なければならない」
 - ③ Implicit Insight: 信頼性の帰属は明白な distinctive 種類の推論の是認 endorsement によって理解されなければならない
 - ④ Conceptual Blindspot: founding insight を認識論から意味論へと一般化しすぎることに→推論へ全く訴えることなしに主張内容が理解できると考える
 - ⑤ Naturalistic Blindspot: 規範や理性に訴えることのない完全に自然化された認識論の基礎を reliabilism に見いだす。
-
- ④ への対処: 「信念として、それ故知識の候補者として資格を認められる表象を区別する際の、特に(種的に)推論的な分節化の重要性を認めなければならない」
 - ⑤ への対処: 「信頼性への関心 concern は明白な種類の相互人格的推論への関心であることを認めなければならない」

6.

残り三章: 推論的分節化による概念使用と概念内容の指示的側面、あるいは表象的側面を説明 「主張をするということは事実について述べていると称すること」

第4章: 「真である主張によって述べられた事実が<対象>についてである」ということは何であるのか」を推論的に説明する。

Top-down of inferentialist pragmatism: sentence->subsential

フレーゲの substitution (置換 or 代入?) の考えを用いて、「subsential expressions が、置き換えによって間接的に推論的な役割を与えられている」ことを明らかにする。

7. 第4章「単称名とは何か、そしてなぜそのようなものが存在するのか」

- ①「単称名と述語は、それらが登場する文を含んでいる置換推論の正しさへの貢献の構造によって区別されうる」
- ②この構造は偶発的 contingent、あるいは偶然的な accidental 構造ではない」

「もし推論的に意義のある subsential 構造が文において完全に識別されうるならば、それは、単称名や述語の形式をとらなければならない」

= 「もし我々が事実を述べることに徹しているならば in the fact-stating line of work at all(sich mit Dat. Herumschlagen)、我々が述べる事実は対象とその特徴や関係についての

事実でなければならない」

本章の中心的主張：「二つの条件から、単称名と述語構造の必然性が導き出される」

- ①「置換というメスで文を切り刻むことに任意の制限はない」
- ②「言語は文 *sentential* 論理の最小の表出的リソース、つまり条件文（あるいは否定）を含む」

結論：「自分自身の概念的 content に関して表出的力を十分に持つ言語は、どんな言語も単称名と述語を含む文の形式をとらなければならない」

→「対象の必然性の表出的超越論的演繹 *an expressive transcendental deduction of the necessity of objects*」

8. 第5章「Reasoning から Representing への社会的な道筋」

Aboutness の一般的な説明によって第4章の対象についての議論を補足

表出主義的・プラグマティズム的な二連式戦略：

①表出主義：「ある人が行っている (doing) ことにおいて *implicit* であるものを、それを *explicit* にするような種類の *saying* によって理解することを目指す」

= 「これこれこう *being thus-and-so* であると物事を表象するという活動を、概念使用の表象的側面を表現するために我々が用いる明示的に表象的な語法の使用によって、理解すること」

・我々が言いあるいは考えるものと、我々がそれについて *about* 考えていると語るものの通常の区別は 'of' や 'about' のような語を使用することで表現される

・これは命題的態度の *de re* 帰属を表現するものとして識別される？

例：”*Adam claimed of Benjamin Franklin that he did not invent the lightning rod*”

→ “*Adam represented Benjamin Franklin as not inventing the lightning rod*”

②プラグマティズム：

問い：「表現が、命題的態度の明示的な *de re* 帰属の表出的役割を果たすためには、どのようにしてそれを用いなければならないのか」

主張：「表現はある間人格的な推論的コミットメントを成文化 *codify* しなければならない」

→ *an account of its (the explicitly representational vocabulary) specifically logical expressive role*

9. 第6章「客観性と合理性の規範的 fine 構造」

① 客観性 *objectivity*

implicit 実践的規範が、*discursive* と見なされるためには、

1. ある *performances* が *commitments* を引き受けるという実践的な意義を持つことが可能でなければならない。

→ 「レオはライオンである」にコミットすることで、「レオはほ乳類である」に

implicitly コミットしている。

2. そこでは、コミットメントへの権利付け *entitlement* が働いていなければならない。「我々が、誰かがその人のコミットメントによい理由 *good reason* を持っているかどうかと尋ねるときに問題となっているような種類の権利付け」

※*commitment* の問題と *entitlement* の問題は区別されなければならない。

10. 合理性の規範的 fine 構造 *normative fine structure of rationality*

= 「一度我々がこれらの二つの種類の規範的地位を認めると生じてくる、種々の広い意味で推論的關係の布置關係 *constellation*」

・ 三つの基本的推論關係

① コミットメント保存推論 *commitment-preserving inferences*

質料的によい推論 *materially good inferences*

演繹的推論 *deductive inferences* の一般化

② エンタイトルメント保存推論 *entitlement-preserving inferences*

質料的によい推論

帰納的推論 *inductive inferences* の一般化

③ 両立不可能性 *incompatibilities*

ある主張へのコミットメントが、他の主張へのエンタイトルメントを排除している場合、両主張は質料的に両立不可能である

→ 論理学と意味論への新たな重要なリソースを与える

本章の最終部：

「どのようにしてこの *reasoning* の構造が、我々の主張を次のような種類の正しさにしたかって、評価させることを理解することを可能にするのかを示す。そうした正しさにおいては、我々の物に対する態度よりもむしろ、我々が（その中心的な規範的意味において）それについて語っている物の中に、権威が投入されている」

「どのようにして推論的に分節化された概念的規範が、表象の客観的な正しさの評価を保証するのか」